

改正後	現行
<p>(備付書類)</p> <p>第二条 保健福祉環境事務所長等（福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）第二十条の規定により保護の決定及び実施をする事務の委任を受けた保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長をいう。以下同じ。）は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(進学・就職準備給付金の申請書等)</p> <p>第二十三条 施行規則第十八条の九第一項の規定による進学・就職準備給付金の申請は、進学・就職準備給付金申請書（様式第八十一号）によるものとする。</p> <p>2 法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、進学・就職準備給付金決定調書（様式第八十二号）によるものとする。</p> <p>3 法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは、進学・就職準備給付金支給決定通知書（様式第八十三号）により通知するものとする。</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第二条 保健福祉環境事務所長等（福岡県事務委任規則第二十二号）第二十条の規定により保護の決定及び実施をする事務の委任を受けた保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長をいう。以下同じ。）は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(進学準備給付金の申請書等)</p> <p>第二十三条 施行規則第十八条の九第一項の規定による進学準備給付金の申請は、進学準備給付金申請書（様式第八十一号）によるものとする。</p> <p>2 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、進学準備給付金決定調書（様式第八十二号）によるものとする。</p> <p>3 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金支給決定通知書（様式第八十三号）により通知するものとする。</p>

改正後

現行

様式第78号 (第22条)

年 月 日

就労自立給付金申請書

保健福祉 (課) 事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 保険を必要としなくなった事由

記

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	生 年 月 日
	年 (月 日)
	年 (月 日)
	年 (月 日)
	年 (月 日)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保険費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名

銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名

支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類

普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

(右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第78号 (第22条)

年 月 日

就労自立給付金申請書

保健福祉 (課) 事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 保険を必要としなくなった事由

記

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生 年 月 日
	男・女	年 (月 日)
	男・女	年 (月 日)
	男・女	年 (月 日)
	男・女	年 (月 日)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保険費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名

銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名

支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類

普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

(右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第1号 (第23条)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

保証福祉 (環境) 事務所長 殿
申請者
(進学する者又は就職する者)
氏名
住所又は居所
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次とおし関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3 進学・就職する者 (大企業名・会社名等) _____
名前: _____
- 4 進学・就職先の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職先の住宅と同じ
 転居により進学・就職先と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地 _____

5 世帯主の氏名・お住まいの年月日以上最低限額の生活を維持するために必要な収入を得るべしと認
でることと申し込まれる期間

--

4 関係書類

(1) 進学の場合

① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学定款 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に申請できなかった場合は、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・ 個人事業主の場合、個人事業の開始前の写し
- ・ その相手業に就職先に就職することを発行する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

様式第1号 (第23条)

年 月 日

進学準備給付金申請書

保証福祉 (環境) 事務所長 殿
申請者
(大企業に進学する者)
氏名
住所又は居所
氏名
個人番号

進学準備給付金の支給について、次とおし関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大企業に進学する者の生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3 進学先
業名: _____
業種: _____
- 4 進学先の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 大企業進出先の住宅と同じ
 転居により大企業進出先と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地 _____

5 関係書類

(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学定款 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に申請できなかった場合は、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先 (大企業に進学する者の口座に限りません。)

金融機関名

銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の欄に○をしてください。)

支店名

支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類

普通預金 当座預金

口座番号

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

(右にのりつけて記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人

口座名義人

上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる書類の写しなどの書類を添付してく

ださい。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしていない場合も上記に記載をお願いします。

改正後

現行

2. 進捗・留置物押付け金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

金融機関名 _____ (該当する金融機関の種類の種類に○をしてください。)

銀行・信用金庫・信用組合 _____

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号 _____ 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____ (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

_____ (申請者名義の口座に限ります。)

改正後

現行

様式第82号(第23条)

進学・教職準備給付金決定明書

ケース番号	対象者氏名	世帯主氏名		
起算日	年 月 日	係長	課長	副所長
担当員				

進学・教職準備給付金決定額

明書のとおり決定してよろしいか。なお、決裁の上は様式83号により通知してよろしいか。

進学・教職準備給付金決定額

支給額 円

(進学先又は教職先)

(進学後又は教職先の居住先)

不支給の理由

進学・教職準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法

様式第82号(第23条)

進学準備給付金決定明書

ケース番号	対象者氏名	世帯主氏名		
起算日	年 月 日	係長	課長	副所長
担当員				

進学準備給付金決定額

明書のとおり決定してよろしいか。なお、決裁の上は様式83号により通知してよろしいか。

進学準備給付金決定額

支給額 円

(進学先)

(進学後の居住先)

不支給の理由

進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法

改正後

現行

様式類第3号(第23条)

年 月 日

課

課長補佐(兼)事務課長

通学・教養準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による通学・教養準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 支給の可否
- 支給
- 不支給

○ 通学・教養準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額

年 月 日

円

支給日

○ 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、権限官(または、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であったとしても、決定があった日の翌日から起算して1年)を経過すると審査請求をすることができます。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する審査請求を拒否した場合に限り、その審査請求に対する審査請求があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、権限官を被告として(訴訟において)権限官を代表する者は権限官(または、権限官を代表する者が権限官であったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)の訴えを提起することができます(なお、審査請求があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます)。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する審査請求を拒否しないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第22条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して80日(60日以内)に行政不服審査法第14条第3項の規定により通知を受けた場合(70日)を経過しても審査がないとき。(2)決定、決定の執行又は手続等の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他審査を遅滞しないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 通学・教養準備給付金は、所得税や個人住民税は課税されず、課税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式類第3号(第23条)

年 月 日

課

課長補佐(兼)事務課長

通学準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による通学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 支給の可否
- 支給
- 不支給

○ 通学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額

年 月 日

円

支給日

○ 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、権限官(または、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であったとしても、決定があった日の翌日から起算して1年)を経過すると審査請求をすることができます。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する審査請求を拒否した場合に限り、その審査請求に対する審査請求があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、権限官を被告として(訴訟において)権限官を代表する者は権限官(または、権限官を代表する者が権限官であったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)の訴えを提起することができます(なお、審査請求があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます)。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する審査請求を拒否しないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第22条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して80日(60日以内)に行政不服審査法第14条第3項の規定により通知を受けた場合(70日)を経過しても審査がないとき。(2)決定、決定の執行又は手続等の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他審査を遅滞しないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 通学準備給付金は、所得税や個人住民税は課税されず、課税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。